

新しい庁舎の建設にあたって

新庁舎建設室 ☎(866)8915

市では、新庁舎建設基本構想を3月に策定しました。新しい庁舎の建設について基本的な考え方をお知らせします。

市では昨年6月、庁舎整備の方向性について「分館を活用しながら現在地に新庁舎を建設する」という方針を決

めました。その後、市民のみなさんからご意見を聞きながら(※)、新庁舎の規模や機能、事業方式などをまとめた「新庁舎建設基本構想」を3月に策定しました。

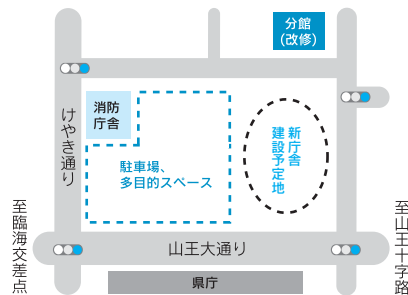
※昨年12月に行った意見募集では637件のご意見を、また、「市民100人会」のみなさんからも100件のご意見をいただきました。

新庁舎の規模と機能

新庁舎の建設計画は上図にある6つの基本方針を軸に進めていきます。想定する床面積は約3万2千㎡(改修して使用する分館を含む)。機能別に必要面積を割り出し、また、将来の職員数に国の算定基準よりも低い係数を乗じて算出しました。

新庁舎の特徴の一つは、(仮称)中央市民サービスセンターを複合化することです。市民協働・交流の場として、現在、文化会館にある中央公民館の機能に加え、子育て支援や地域活動支援などの機能も備えます。貸し館スペース・子育て支援スペース・地域活動支

市民のための機能を充実!



行政機能 (窓口、各課所室)

議会(議場など)

防災機能



新庁舎

- 子育て支援機能
- 地域活動支援機能
- 社会教育場など

中央市民サービスセンター

援スペースなど、約3千㎡を予定しています。また、新庁舎には多目的スペースや市民情報スペースも設置し、市民、NPO、企業など、地域のさまざまな力が結集して公共サービスの担い手となる「新しい公共」を推進するうえで、新庁舎がその拠点となるよう整備を進めます。

災害が発生したとき、新庁舎が市民の命を守るための防災拠点となるよう、中央市民サービスセンターの一部を共用化して複合化のメリットを生かし、災害対策活動の司令塔としての機能も備えます。

新庁舎の建設にあたっては環境に対する配慮も忘れてはいけません。自然採光の確保、太陽光発電、雨水利用など、自然エネルギーを活用し、省エネ

ルギー効率を高め、環境負荷を低減する庁舎をめざします。訪れるすべての人に対して安全で、分かりやすく、利用しやすい庁舎——。新庁舎は通路やエレベーター、窓口フロア、トイレなどを誰もが快適に利用できるよう「ユニバーサルデザイン(左上図参照)」を採用します。また、駐車場は利用実態に基づいて収容台数を470台(現在は389台)とし、効率的に配置して利便性を高めます。新庁舎の整備には、分館の改修費用などを含めると約130億円かかると見込んでいます。整備費用には、平成3年から積み立ててきた庁舎建設基金83億円と合併特例債46億円、そして一般財源1億円を充てる予定です。

今後の日程は次のとおりです。新庁舎の具体的な配置や経費は、決まりしだい広報あきたなどでお知らせします。

今後のスケジュール

- 23年度▼基本設計
- 24年度▼実施設計
- 25年度▼建設工事を着工
- 27年度▼新庁舎が竣工
- 28年度▼現庁舎の解体、外構工事

*新庁舎建設基本構想は新庁舎建設室(分館2階)、市ホームページでご覧いただけます。

①市民サービスの向上を実現化する庁舎

②市民に親しまれる庁舎

③防災拠点施設となる安全・安心な庁舎

④環境共生へ取り組む、地球にやさしい庁舎

⑤秋田の地域性を生かし、周辺環境と調和した庁舎

⑥ユニバーサルデザイン(※)を取り入れた、人にやさしい庁舎

※ユニバーサルデザイン：年齢や障がいの有無などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用しやすいようにデザインすること。

新庁舎建設の基本方針

各種相談は
こちらへ！



市民相談センター

市役所1階の市民相談室が、4月から「市民相談センター」になりました。センターでは引き続き無料専門相談や市民相談を行うほか、これまで市消費者センターで行っていた消費生活相談なども行っています。どうぞご利用ください。

◆ 専門相談

相談担当 ☎(866)2039

相談の種類	相談の内容・専門家	相談日・時間	相談場所
法律相談 (予約制)	金銭、借家、借地、契約、離婚、損害賠償などの相談に 弁護士 が応じます。	第1・3木曜日 午前9時～11時40分	市民相談センター
		偶数月の第2木曜日 午前9時～11時40分	土崎支所(5/16から北部市民サービスセンター)
		奇数月の第2木曜日 午前9時～11時40分	西部市民サービスセンター
		偶数月の第1木曜日 午後1時30分～4時10分	秋田テルサ(御所野)
司法書士相談 (予約制)	登記、相続、借金、成年後見制度などの相談に 司法書士 が応じます。	第2火曜日 午後2時～4時	市民相談センター
各種年金・社会保険等相談(予約制)	各種年金、健康保険、雇用保険、労務災害などの相談に 社会保険労務士 が応じます。	第2金曜日 午後1時～4時	
遺言・相続相談 (予約制)	遺言や相続などの公正証書の作成、相談に 公証人 が応じます。	第3火曜日 午前9時～正午	
税務相談 (予約制)	贈与税、相続税、所得税など、税務全般の相談に 税理士 が応じます。	第3火曜日 午後1時～4時	
行政書士相談	協議書、示談書、内容証明などの相談に 行政書士 が応じます。	第1金曜日午後1時～4時 (予約不要・当日受付)	
行政相談	国の制度や手続きなど、行政活動全般に対する苦情や要望などに 行政相談員 が応じます。	第2水曜日午後1時～4時 (予約不要・当日受付)	
人権・困りごと相談	いじめ、虐待、プライバシー、差別問題などの相談に 人権擁護委員 が応じます。	第2木曜日午後1時～4時 (予約不要・当日受付)	

*行政書士、行政、人権・困りごと相談の受け付けは、終了時間の30分前までです。

*相談日程や予約受付の開始日などは、広報あきたの第3金曜日発行号でお知らせします。

◆ 専門相談の5月の日程

種類	相談日時	会場	定員	申し込み	
法律	5月19日(木)・26日(木) 9:00～11:40	市民相談センター	各8人	予約は4月19日(火)午前8時30分から、電話または市役所1階の市民相談センターで受け付けます。☎(866)2039	
	5月12日(木) 9:00～11:40	西部市民サービスセンター			
司法書士	5月10日(火) 14:00～16:00	市民相談センター	各6人		
年金・社会保険	5月13日(金) 13:00～16:00				
遺言・相続	5月17日(火) 9:00～12:00				
税務	5月17日(火) 13:00～16:00				
行政書士	5月6日(金) 13:00～16:00	市民相談センター	各6人		相談の順番は当日の先着順です。直接、市役所1階の市民相談センターにお越しください。
行政	5月11日(水) 13:00～16:00				
人権・困りごと	5月12日(木) 13:00～16:00				

◆ 消費生活相談・多重債務相談

消費生活担当 ☎(866)2016

くらしの中の契約、商品やサービス、悪質商法などの相談・苦情をお聴きし、トラブル解決のため助言やあっせんを行います。また、多重債務でお悩みのかたの相談も受け付けています。

受付時間▶平日午前8時30分～午後5時15分



**震災に関連した
義援金詐欺や
便乗商法にご注意！**

地震災害に便乗した義援金詐欺や、住宅などの点検商法に気をつけましょう。不審に思ったら市民相談センターへ。